

# ケアマネジメントのあり方

# ケアマネジメントのあり方

## 現状・課題

### 1. ケアマネジャー（介護支援専門員）の資質向上について【参考資料 P1 ~ P8】

ケアマネジャーは、ケアマネジメントにおける実践として要介護者等からの相談に応じ、心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ適切なサービスを利用できるよう、市町村や各サービス事業者等との連絡調整等を行っている。

ケアマネジメントにおいては、利用者の状況やその課題に応じた適切なアセスメント、モニタリング・評価が重要である。このため、ケアマネジャーの資質の向上を図ることを目的に、国として、研修カリキュラムを見直したり、多職種協働を促す等の取組を行ってきた。また、ケアマネジメントの手法について、その標準化が求められており、現在、適切なケアマネジメント手法の策定に向けて着手している。

市町村や地域包括支援センターにおいては、ケアプラン点検や地域ケア会議等を通じて、ケアプランの内容が利用者の自立支援に資する適切なものとなっているかについて確認し、ケアマネジャーに対し必要な助言を行うなど、適切なケアマネジメントを推進するための支援を行っており、こうした取組を充実していくことが必要である。

ケアマネジャーの資質の向上を図るためには、個々の居宅介護支援事業所における人材育成の取組も重要であるが、管理者の中には人材育成やケアマネジャーの業務の実施状況の把握に課題を抱え、また、ケアマネジャーが1人のみの事業所については、他の事業所に比べて相談できる相手がいないなど悩みを抱えている割合が多い実態が見られる。

# ケアマネジメントのあり方

## 現状・課題

### 2. 公正・中立の確保について【参考資料 P9 ~ P11】

ケアマネジャーは担当する要介護者等の人格を尊重し、常にその立場に立って要介護者等に提供される各サービスが特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実に業務を行わなければならないこととされている。

ケアマネジメントの公正・中立を確保するための取組の一つとして、居宅介護支援事業所がその事業所の利用者に対して作成するケアプランについて、特定のサービス事業所への集中割合が80%を超える場合に報酬を減算する仕組み（特定事業所集中減算）がある。

一方、特定事業所集中減算については、平成28年3月に会計検査院から、

- ・ケアマネジメントの公正・中立を確保するという所期の目的からみて、必ずしも合理的で有効な施策であるとは考えられないこと
- ・ケアマネジメントの公正・中立を確保するための合理的で有効な施策の在り方等について、特定事業所集中減算の見直しも含め、十分に検討すること

との指摘がなされている。

### 3. 医療・介護連携等の推進について【参考資料 P12 ~ P13】

今後、重度者や医療の必要性が高い利用者が増えていくと考えられることから、ケアマネジメントを行う際の医療との連携が重要である。

一方で、医療機関へ入院した人が退院後に円滑に在宅生活に移行するためには、入退院時にケアマネジャーが関与し、医療機関と連携を図ることが重要であるが、その取組が必ずしも十分ではないとの指摘がある。

# ケアマネジメントのあり方

## 現状・課題

### 4 . ケアマネジャーに対する指導権限について【参考資料 P14 ~ P15】

現在、都道府県は、居宅介護支援事業所の指定権限と、ケアマネジャーに対する報告徴収、指示・研修受講命令等の指導権限を有している。

平成30年度には居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることとなっており、市町村は、保険者としての立場からケアマネジメントに適切に関わることが必要。なお、政令指定都市及び中核市については、大都市特例により、既に居宅介護支援事業所の指定権限が移譲されている。

市町村は、現在、ケアマネジャーに対する指導権限を有していないが、この点について、平成27年の地方分権改革に関する自治体からの提案において、居宅介護支援事業所とその事業所に勤務するケアマネジャーの不正事案に対し迅速に対応するためには、居宅介護支援事業所に対する指導権限とケアマネジャーに対する指導権限を一体的に行使できるようにすることが適切であるとの意見が示されたところ。

これに対し、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）では、ケアマネジャーに対する報告徴収等に係る事務・権限について、地方公共団体から意見聴取を行った上で、市町村への付与又は移譲を検討することとされている。

## 現状・課題

### 5 . ケアマネジメントに関する利用者負担について【参考資料 P16 ~ P18】

現在、居宅介護支援や介護予防支援のいわゆるケアマネジメントサービスには利用者負担はないが、利用者負担の導入に関しては、これまで介護保険部会等において議論が行われてきたところ。

また、第61回介護保険部会（平成28年8月19日）における利用者負担のあり方の議論の中でも、ケアマネジメントに関する利用者負担について議論を行うべきではないかとする意見があった。

ケアマネジャーの資質向上を図る観点から、適切なケアマネジメント手法の策定に着手しているところであるが、今後、ケアマネジメント手法の標準化に向けた取組を順次進めていくべきではないか。

適切なケアマネジメントを推進するため、居宅介護支援事業所における管理者の役割の強化、特定事業所集中減算の見直しも含めた公正中立なケアマネジメントの確保、入退院時における医療・介護連携の強化等の観点から、居宅介護支援事業所の運営基準等の見直しを介護報酬改定の際にあわせて検討することとしてはどうか。

ケアマネジャーに対する報告徴収、指示・研修受講命令等の事務・権限の付与・移譲の検討に際しては、市町村の事務負担面に十分に配慮した上で、ケアマネジャーの業務の適正な遂行を確保するための方策を考えるべきではないか。

ケアマネジメントの利用者負担導入について、これまでの介護保険部会等における議論を踏まえ、どのように考えるか。

(利用者負担の導入に関する主な議論の内容)

- ・必要なサービス利用の抑制により、重度化につながりかねない
- ・セルフケアプランが増加すれば、市町村の事務処理負担が増大する
- ・公平で自立支援に資するケアプランになるかどうか、利用者の要望を組むだけのプランが増えるのではないか
- ・所得の多寡にかかわらず、公正中立なケアマネジメントを受けられることが重要である
- ・小規模多機能サービスや施設サービスなどケアマネジメントが包含されているサービスでは利用者が負担をしている
- ・利用者自身のケアプランの内容に対する関心を高め、自立支援型のケアマネジメントが推進される
- ・利用者のケアプランへの関心が高まりケアマネジャーと利用者のコミュニケーションが促進される
- ・ケアマネジャーの専門性があれば、ケアプランの自己作成が増えることはない

市町村や地域包括支援センターによる適切なケアマネジメントを推進するための支援の充実について、地域支援事業の議論の中で検討することとしてはどうか。